鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり協議会・第２回第１部会会議録

日時　平成24年7月26日（木）13：30〜15：30
場所　鳥取市役所本庁舎4F第2会議室
出席　森田委員（部長）今度委員、坂根委員、松井委員、鄭（チョン）委員、徳本委員、一盛委員(欠席)、人権政策監、人権推進課長補佐、企画調整課主事、総務課主事、情報政策課課長補佐

部会開会（13：30）

開会

部長　こんにちは。毎日暑い日が続きます。またご多忙の中お集まりいただきありがとうございます。第１部会の第２回です。これから分野ごとに、現在の基本方針を基に、事務局で素案をつくっていただきました。さらに前回のみなさんからの意見を手分けさていただいたものを、お手元にお配りしています。それらによって案をまとめていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

事務局　資料の説明をさせていただきます。次第は、２部会、３部会は第２回目が既に終わっています。資料は共通ということで、全部会にお配りしますが、提出が前後しまして、１部会の資料が全部揃ったということで、提出していない部会には会議録等送付時に同じものを出します。２部会の資料１は男女共同参画課が内閣府のデータを出しています。３部会は委員から資料２、委員から資料３、１部会は委員から資料４、委員から資料５、委員から資料６、７が提出されていますので、よろしくお願いします。
　それでは前回の質疑の中で、総務課の担当になりますが、外国人が情報公開請求できるかの問い合わせについて、できるのではないかとお答えしたと思いますが、確認してきていただいていますので、総務課の方からお願いします。

事務局　総務課情報公開係です。よろしくお願いします。
前回、委員からご質問のありました、外国人の開示請求権についてご説明します。現在の情報公開条例と個人情報保護条例の両方とも、権利については「何人も請求可能」となっていますので、外国人についても開示は受け付けています。ただし、ご指摘のありました外国人に対する外国語による広報ですが、現在は対応していません。今後はインターネット等を通じて外国語による広報にも努めていきたいと考えております。以上です。

部長　ただいま事務局から説明のありました通り、第１部会のついては、委員（資料４）、委員（資料５）、委員（資料６、７）から提案を受けています。それぞれ資料番号が打ってありますので、参考にしながら進めていきたいと思います。
　一分野ずつまとめていくということで、よろしいでしょうか。

前回いただいているＡ３の資料が現行の基本方針と素案が並べてある資料です。素案だけをＡ４の資料に抜粋しています。そちらのＡ４の資料を見ながら、分野ごとに各委員さんから提案のあった資料と比べて進めていきたいと思います。

まず同和問題については、委員と私が主担当という形で割り当てされています。委員さんから資料５で提案をされていますので、素案と比べながら進めていきたいと思います。委員から説明をお願いします。

委員　　実際の聞き取りなどを含めて、第４章は具体的に、詳しく書くべきではないかという意見がありましたので、それを振り返って現状のところを書きました。現状の中でも最近の出来事を取り入れて書きました。それでは読ませていただきます。

「本市は、『同和対策事業特別措置法』施行以前から今日まで、部落問題の解決にむけて取り組みを進めてきました。その結果、生活環境については各事業の推進により現在までに周辺地域との格差はおおむね解消されました。しかし、部落問題に対する意識面や差別事件の発生、被差別当事者の置かれている生活実態など課題が山積している状況です。」

ここまでは市の素案と大きくは変わっていません。ここからは市の示した素案より新しいデータを引用しています。

「被差別当事者の生活実態は平成１７年におこなわれた『鳥取県同和地区実態把握調査』によると、有業者の就労実態では、常雇いが減り、臨時雇いが増えるなど不安定な雇用状態にあり、そして、その結果として、過去１年間の収入状況をみると２５０万円未満が６割、住民税所得の非課税世帯が１５．２％と増え、均等割課税世帯や所得割課税世帯は減っているなど、経済的な困窮さがあることが分かりました。また、高等学校卒業後の進学率の格差が県全体と比べて、１０％以上もあります。このことは、就労、教育等にかかわる課題が残されていることを示しています。差別事件については、２０１１年度報告のあったものだけで１０件ありました。『どこが同和地区か問い合わせる』『〇〇は同和地区出身と他者に言う』『せん称語を使った落書き』など根強い差別が存在していることを表しています。

２０１２年２月に行われた『鳥取県人権意識調査』でも、根強い差別意識がいまだ存在しているということが分かりました。『県内の人々の意識の中に存在していると思う差別』として、５６．２％の人が『同和地区の人々に関すること』と回答し、『子どもが同和地区出身の人と結婚しようとする場合の対応』として、『同和地区の人であるかないかに関係なく子どもの意志を尊重する』は４９．４％でした。これは、『同対法』施行後４０年以上たってようやく２人に１人という状況です。そして、『あなたが家を購入したり、マンションを借りたりするなど住宅を選ぶ際に、同和地区にある物件を避けることがあると思いますか』という問いに対しては、『避ける』１８，８％、『わからない』３８．４％と約６割近い人が同和地区の物件を避ける」、または避ける可能性をもっていることが明らかになりました。さらには『子どもが結婚する時に、家柄や親の職業社会的地位などについて、親の立場から相手方の身元調査を行うことはやむを得ないと思いますか』という問いには、『そう思う、どちらかというとそう思う』と３５．８％、『どちらともいえない』１２．９％に人が回答しており、先回調査と比べて、身元調査を容認する人が増えている現状で

す。教育面における課題としては、部落問題についての具体的な学びが十分でないこと等により、部落問題に対しての関心や理解が薄らいでいます。その結果、差別を見抜けない、『問題』を問題として捉えることが弱くなっている状況があります。

このような実態を反映して、『土地調査差別事件』や『戸籍等不正取得事件』が全国的に発生しています。鳥取市でも例外ではなく、問い合わせなどの『土地差別』問題の事例や戸籍等の不正取得が２０１１年度９件ありました。また、最近では、高度情報化社会を反映してインターネット等における差別、人権侵害も起きており、そのことがさらに差別を助長している状況にあります。

これらのことから、部落問題の現状は、『同対法』以降の取り組みにより、環境面ではかなり改善が進んだと思われますが、教育・就労、差別意識の払拭という面での課題は残されたままです。そして、平成１４（２００２）年の『法』失効により、『部落差別』はなくなったかのような捉えが広がったり、一般対策を活用して同和行政を推進するということが十分でないことが、部落問題解決への取り組みを後退させてきています。

部落問題は、日本における固有の差別問題であり、人権問題です。

『同和対策審議会答申』が『部落問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる問題である。したがって、審議会はこれを未解決に放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題であるとの認識に立って（後略）』と述べていることを鳥取市の同和行政の推進の基本にして、差別の実態をふまえた有効適切な施策を実施していかなければなりません。」とりあえず、ここまでで。

部長　今読み上げていただきましたが、現状と課題のところで、分かりやすく提案いただいていると思いますが、かなり数字が多いのと、市として例えば戸籍の不正取得が９件という数字を確認されているかどうかを伺いたいと思います。

事務局　まず戸籍の不正取得につきましては、不正かどうかは分かりませんが、プライム社という会社から９件あったというのは事実です。

差別事件の数については県全体の数です。パーセンテージについては、鳥取県人権意識調査の通りだと思いますが、まだ確認はとれていません。

委員　データは調査そのものを見ていますので正しいと思いますが、確認をしてください。

事務局　認識のことについて所々記述があります。「『同対法』施行後４０年以上たってようやく２人に１人」という部分などについては、市の方針ですので、どう認識するかはまた別の問題だと思います。それから、下から４行目の教育面における課題の部分ですが、これは学校教育・社会教育両方という意味でしょうか？

委員　　そうです。

事務局　　学校教育については教育委員会の見解を確認しないといけないと思います。
２ページの「これらのことから～」の部分ですが、一般対策に移行したこと自体が問題解決向けた取り組みの後退、という認識についても、市の方針としてはどうかということが出てくるかと思います。事務局としては少し長いかなと思ったところです。
市としての認識について確認の必要があるかと思います。

部長　　これが市の方針として出される際には、例えば「部落問題解決の取り組みを後退させてきています」ということが、行政として言えるのかというと難しい部分もあるかと思います。前回も最終的にはかなり表現が変わっていたので、今回もそうなることは予想されます。素案と比べて他の委員はいかがでしょうか？

事務局　　これだけの期間委員のみなさんで議論いただいたことを、１８０度ひっくり返すこともできませんので、できるだけこの協議会の中である程度すり合わせさせていただきながら、折り合えるとこまでの答申をいただけたらと思います。市としても素案と答申をあわせた形で案を作らせてもうらという時間はないでしょうか？

部長　　ないことはないと思います。市としてもまとめていく中でパブコメをかけるときに、市が思ってもいないような文章表現ではいけないでしょうし、むしろ事務局から見て、ここはこうして欲しいというような意見をいただいて、すり合わせをしてはどうでしょうか。

事務局　　素案に対する委員の意見もいただいて、改めて市の素案を出させていただく方向で。

部長　　事務局が現段階で表現について何か意見があればどうぞ。

事務局　　今日という訳にはいきません。申し訳ないです。

部長　　そうですか。

委員　　今日は同和問題の部分に限らず、どの部門でも意見をいただいて、事務局ではそれを踏まえて事務局の方で再度案を出していただくという捉えでよろしいですか？

事務局　　そのようにさせていただきたいと思います。

委員　　どの分野についても。

事務局　　それぞれの委員さんからの提案に対する案をまとめていただいて。

部長　　ではそのような流れで、すべての分野について見ていきたいと思います。

委員　　私の提案では、同和対策審議会答申のことを最後に持ってきていますが、本当は市の最初の改訂素案の「今後も同和問題を人権問題という本質から捉え」という、この文章でもいいかなと思ったのですが、その「本質」とは何なのかというところが、少し硬くて分かりにくいと感じたので、書き換えさせていただいています。そこが分かりやすく書けるのであれば、市の素案でもいいかと思います。

部長　　人権問題の中でも同和問題は本質として違うところがあると思います。人権問題の中の一つとして捉えるよりも、基本的には同和問題、同和教育を学ぶ中で、様々な人権問題に私たちは気づいてきた。そこが違うと思うが、最近はその部分がすっきりしていない。何でもありきのようになっている。委員の意見もそういう意味だと思う。少し詳しく述べた方が良いのか、事務局として素案とあわせて考えていただきたい。委員それで良いですか？

委員　　はい。

部長　　それでは、（2）施策の推進方針について、委員お願いします。

委員　　現状と課題というところから、施策の推進方針が出てくると思います。前文として書いたのが次の部分です。

「部落問題の解決に向けては、同和問題に関する市民意識と同和地区の現状と課題を認識し、『同対審答申』や『地対協意見具申』の精神を踏まえて、市民意識の高揚、同和地区住民の自立と自己実現の達成などに取り組んでいく必要があります。そして、それらの取り組みを人権にかかわるあらゆる問題の解決につなげていく必要があります。」これは、第４次鳥取市同和対策総合計画の中の「同和問題の基本認識」の部分で述べられている市の文章を持ってきています。同和対策総合計画そのものはなくなりましたが、同和行政に対する基本認識がなくなった訳ではないので引用しています。

具体的にというところで、「実態等の把握」ということで、第３章のところでも意識調査の問題や、生活実態などの把握をするべきだという意見が出ていましたので、ここで述べさせていただいています。また、最近の課題である「土地差別」の実態把握も必要ではないかということを挙げています。次に「差別事件」の解決に向けた提案ということで、検討会の設置を挙げています。差別事件ということもありますし、もう一つは委員からの課題にも挙がってきますが、インターネット上の差別・人権侵害のモニタリングをどうするのかということも挙げておきました。人権教育・啓発の推進については、取り組みに部落問題を位置づけて実施する、同和教育教材を作成し、学校教育ならびに社会教育で活用するとしています。これは教材作成については、長ら

く言われ続けてきたことですが、この視点が抜けてきたのではないかと思って入れています。施策・制度の研究については、「土地差別」をなくするための施策・研究、「本人通知」制度を始めとする差別をなくするための施策・制度研究としています。先回高橋政策監からも案内がありましたが「本人通知」制度が始まるということで、この制度を広めていくということが大事だと思いますし、これが身元調査を防止、抑制する効果があることからこの制度の研究が始まったんだと思います。この制度の他には、何か制度は無いのかという研究も必要だということで挙げました。これは既にあるのかもしれませんが、人権政策監内に部落問題担当者を位置付ける。相談体制の強化と機能化については第３章にも出ていたので入れています。県の関係機関と連携した取り組みの推進。人権福祉センター、児童館等での取り組みの充実について、相談体制の強化と相談員の育成、住民研修会、交流事業等の推進、福祉事業の推進、地域住民の活動への支援や地域における市民活動団体の育成、この市民団体の育成については、現在用瀬人権文化センターが「人権文化学習会」という市民団体の育成に関わっておられますが、人権福祉センターが通常の市民団体の育成に関わるという部分が弱い気がします。江山にはフォーラム江山がありますし、中央は、市民団体の活動支援ということで助成金を出していますが、育成という部分にもう少し力を入れてもいいかなと思いますので、これを挙げています。それから、子どもの学習活動や親の学習活動の支援や、事業の創設（児童館）と書いていますが、これは児童館活動にかかる問題かもしれません。学習活動の支援ということでは人権福祉センターで行われていると思います。ですが、児童館になると、子どもと親の学びを保障するというところが弱いのではないかと思い、ここに挙げさせてもらっています。以上です。

部長　　はい。

委員　　ただ、かなり細かい部分もあるので、その辺りの表記についてどうするかを含めて検討いただけるとありがたいと思います。ただ、繰り返しになりますが、聞き取りを踏まえた現状と課題をしっかり書き込んでいくことと、こういう施策が必要じゃないかということを挙げられるものを挙げておきながら、表記を精査していただけるといいかと思います。

部長　　施策・制度の研究のところで、文面だけを見ても何の「本人通知」か、分からない。

委員　　「戸籍の不正取得に関わる」と入れたほうが良いということですね。

部長　　はい。冒頭の部分に追記した方がいいと思います。
今提案いただきましたが、素案の方では本文の方で色々と述べて、さらに二つの事柄を抜き出して強調してありますが、みなさんのご意見はいかがでしょうか？

事務局　　説明をさせてください。
実態把握につきまして、「同和地区生活実態調査の実施」というのは、平成１７年、１２年、

５年と行われていますが、これは県主導なので、県に問い合わせたところ今後実施予定は無いとのことでした。近々では、厚労省の委託事業で全国隣保館協議会に協力して行いましたが、鳥取市で実施できる可能性は薄いと思います。

人権意識調査については、平成１７年度に実施しており、大体１０年に１度のスパンで行っているので、今後の予定としては、平成２７年度に第１０次総合計画が始まりますので、準備をして平成２６年度くらいに実施したいと考えています。

土地差別に関する実態把握については、実態としては県がアクションプランを作っていて、市町村の役割があって、その役割としては啓発であったり、差別事象があったら報告というもので、技術的な問題もありますが、市だけでこの実態把握が行えるかどうかは、実現性としては困難な部分が多いと思います。

差別事件の検討会の設置については、ずっと事項としては挙がってきています。

インターネット上の差別・人権侵害のモニタリングとありますが、具体的には。

委員　　モニタリングですよね。

事務局　　市がモニタリングを行うということですか。

委員　　検討をしてみてください。

事務局　　文言を書き込めるかという判断材料にしていただく、答申案としてという意味合いで申し上げています。

教育・啓発の推進のところでは、２番目の「同和教育教材を作成し学校教育ならびに社会教育で活用する」とありますが、今学校教育の方は、新しい学習指導要領ということもあって、できるかどうかということについては、市教委との協議が必要です。

施策・制度の研究では、本人通知制度については、現在決済中です。この間は８月１日の市報に、と申し上げましたが、スペースなどの関係があって、市民課からの方からは８月施行予定ということを聞いています。

人権政策監内に部落問題担当者を位置づけるということについては、人権推進課が部落問題担当課と認識しています。

委員　　私は担当「者」と書いていますが、具体的には誰ですか。

事務局　　係で行っているので、同和対策係ということになります。

委員　　私自身が最近感じているのは、例えば差別事件の報告があって、これについてはどうなっているのかと尋ねると、担当者が不在なのでという返答が返ってくることがあります。そういう意味でここに書いています。

事務局　　そうですか。

委員　　誰が担当者なのかということが定まっていないように感じます。
ここからは伝え聞きの部分なので不確かですが、例えば高齢社会課に行ったときに、高齢で障がいがあるとなったということで、障がいの認定をどこで受けたらいいですかと尋ねたときに、今担当者がいませんのでとなって、また来てください、となったというようなことも含めて、こういうことが様々あります。本当に担当者がいるのかいないのか、また担当者がいても担当者以外が分かっていないという状況があるのか、ということも含めて、ワンストップサービスをと言いながらそうなっていない。どこが中心でどういう体制で考えていくのかが不十分だと思います。

事務局　　今お話を聞かせていただいて、基本方針というのと、方針に基づく具体的な施策が一緒に入っているのではないかなと思います。最後の部分なんかは、施策の方に位置づけた方がいいかなと思います。市の素案の方針が、具体的にはここに来ています、その素案にどこが足りないかということをすり合わせさせていただいて、追加なりをしていただけたらなと思います。あまり具体的なことを入れられない可能性があるので、それはあくまで施策の中に位置づけていただこうかなと思いました。

委員　　それで結構です。ただ、必要だと思われることを挙げておいて、表現などを精査しなければいけないと思います。人権施策基本方針に盛り込まれたことが、第９次総合計画に反映されるとすると、できる限りのことは提案しておく必要があると思い、提案しています。そのことを踏まえながら、表現的にはこうまとめましょう、ということであれば、次の事務局案を提案していただいたときに、検討できればいいかなと思います。

事務局　　では、そのようにさせていただきたいと思います。

部長　　ですから、原案のほうで「推進します」とか「解決をはかります」と言っているので、そのための方策の提案を委員から受けています。「解決をはかります」と言った場合には、どのようなことが含まれているかということが、分かった方が良いのですが、それを書くと個別の問題になってきたりするので難しいのですが。

事務局　　例えば市の素案では、下の○印のところでは、取り組みについて簡潔に書いてあると思うのですが。

部長　　その方策としては、委員の提案のようなことが出てくるのだと思います。市の素案をもう少し具体的なものにできれば良いのではないかと思います。

事務局　　具体化できるものがあれば、なるべく方針の中に盛り込みたいと思います。

部長　　どの程度まで盛り込めるかを考えていただいた案を示していただけたらと良いと思います。

委員　　せっかく挙げていただいているので。

部長　　事務局でもう一度考えていただきたいと思います。
相談体制については、担当が不在であっても大まかには対応できる必要がある。私も経験しているのでよく分かるが、市民は非常に不満に感じておられる。やはり、課なり全体で対応できる必要があるのではないか。要するに相談者が満足できなければ意味がないわけで、件数の問題ではない。そういう意味での委員からの意見だと思います。

委員　　同和教育教材の作成についてですが、市内共通の教材があるのか疑問に思う。学校によって温度差を感じる。共通のものがあってもいいのではないか。

部長　　小地域懇談会などをしても、「部落差別はもうない」「部落問題はもういい」ということを平気で言う人が増えてきた。差別の実態が市民に見えていない結果だと感じる。どういった差別があるのかということを、市民に知らせていく懇談会を持ちたいと思いながらしている。連合会でも差別事象あたりを中心にした懇談会が出来ないだろうかと、提案しようと考えている。「差別の現実に深く学ぶ」といい続けて活動してきたので、どのような現実があるのかも知らずにしても、どうしようもない。同和教育に偏っているという意見もあるが、そこが基本だと思う。

委員　　同和教育教材についてですが、２０１１年に報告のあった落書きには教育現場で行ったものが２件ありました。障がい者（児）に対するもの、被差別部落に対するものです。子どもたちの中に、何が差別になるのかということに分かっていない現状が、かなりあるのではないかと思いました。

委員　　分かっていると思います。

委員　　自分の周りにいる人のことをさしている、ということに繋がっていないのです。

委員　　例えば、インターネット上の動画投稿サイトには、障がい者を差別する言葉でたくさん投稿されています。また、この間はその言葉を使っていた小学校１年生に「どこで覚えたの？」と聞くと、「お父さんと一緒に動画サイトを見ていた」と言っていました。子どもたちは、その言葉がどんな意味を持っているのかということは、たくさんの動画などを見てよく分かっています。分かった上で使っています。

委員　　分かって使っているということは、ある部分確信犯ですよね。拡散していく可能性もあります。
〇〇学校の場合は、その言葉が人をからかうものだという感覚はあったけど、差別をするものだ

とは思っていなかったということなのです。そこに特別支援学級の生徒の姿がない訳ではありません。その部分と重ならない状況があります。具体的に学んでいくなかで、「気付く」土壌を作っていくということが必要なのではないかと思います。教材が必要だと思います。

事務局　　次回の機会にでも、教育委員会に来ていただいて、学校現場の現状や取り組みについてお話していただくというというのは、どうでしょうか？

委員　　時間的にはどうでしょうか？

委員　　ぜひ同席していただきたいです。

事務局　　話をしてみたいと思います。

部長　　われわれ市民は、これは学校教育、これは社会教育という仕分けはしていません。学校での教育が抜けてきているから、平然と差別が行われたり、差別になることも分からない、ということが起きている。遊びじゃないということが分からないということが、近年増えている。

委員　　管轄や行政区域が違っても、起きた差別事象から鳥取市が学ぶことはないか、という観点で。

委員　　先日受けた研修の教材の中に、「特殊学級」という言葉が使われていた。確認をしたが「古い教材をそのまま使っている」とのことだった。そこだけでも変えればいいと思うのだが。

部長　　次にいかせていただきたいと思います。
外国人の人権問題についてですが、資料４について、委員から説明をお願いします。

委員　　今考えてみると、「在日」と「在住」の表記がありますが、私は「在日」という言葉を「在日本」というごく普通の意味合いで捉えていた。「在日」と「在住」がどう違うのかは一瞬考えました。今提案しましたが、「在日」という言葉にいわゆる在日という意味が含まれているのであれば、それなりに意味があると思いました。しかし、市民がいわゆる在日をイメージされるのかはよく分かりませんので、事務局でうまくまとめていただいても良いかと思います。ただ、中国のことについては触れるべきかと思います。

部長　　１６ページの上から７行目のところですね。「在日」「在住」の使い分けと「しかしながら～」のところに中国のことを入れたような表記にしたらということですが、いかがでしょうか。

事務局　　少し時間をいただきたいと思います。
「在日」「在住」の使い分けと、中国人が増えているということを入れた方が良いと。

委員　　そう思います。

部長　　委員の提案の文章のほうが読みやすいと思いますが。

事務局　　そう思います。

委員　　鳥取県内は韓国・朝鮮の方よりも中国人の方のほうが登録者数は多いのですよね。

委員　　前の資料で見ると、中国、韓国、朝鮮、フィリピンが多いですね。

部長　　委員の提案の文章は基本から逸れてもいないし、良いと思いますが。

事務局　　企画調整課でも、調整していただきたいと思います。

委員　　聞き取りをしたことで、ここに出てきていないことは加えるべきだと思います。

部長　　その方が、より的確だと思います。
委員のほうから、（2）施策の推進方針のところなどについて、その他ありませんか。

委員　　ありません。実現すれば素晴らしいことばかりだと思います。「市政参画」ということまで実現できれば、本当に先は明るいと思います。

部長　　ぜひとも実現となるようにしていただきたいと思います。

委員　　外国人の児童・生徒への学力ケアに関することを、施策の推進方針に盛り込んでいただきたいと思います。

委員　　聞き取りの中では母国語の保障をすべきだ、という意見もありました。

委員　　いじめの対象になったり、文化や言語の違いでなじめないということがないように、何らかの支援なり施策を項目として盛り込んではどうでしょうか。

部長　　国際理解教育、多文化共生教育の推進ということですね。
外国人の子どもについての表記がないということですが、教育のところなり、どこかに入れられるのではないでしょうか。施策の推進方針２つ目の〇印の「国際理解教育・多文化共生教育」というのは、外国人以外に対するということですね。

事務局　　そうですね。

委員　　委員が言われているのは、外国人の、特に、子どもに対する教育ということですが。

委員　　支援というか。県では組織もあり支援が行われていると思いますが、鳥取市では難しいでしょうか？

事務局　　国の基本計画では、在日韓国・朝鮮人の児童・生徒への暴力による嫌がらせ等の問題の事案については、人権侵犯で処理しなさい、ということはありますが、外国人の子どもに対してというのは特にはないです。学校現場では外国人児童・生徒に対して、日本語をはじめ適切な指導を行いなさい、というのはありますが。

委員　　鳥取市として、そのような支援を行うのは、難しいですか。

事務局　　教育委員会との協議が必要です。どういった形で盛り込めるかも含めて、検討させていただきたいと思います。

委員　　親にとっては、日本語を学ぶ教室も必要かと思います。現在、江山人権福祉センターがフィリピンの方に対して、日本語教室を行っています。市内にはフィリピンの方も結構おられます。例えば、中央人権福祉センターで、日本語教室を行うというようなことは、業務の範疇でできるのではないでしょうか。

委員　　以前外国の方を数人集めて、識字学級を行ったこともあった。

部長　　現在行われている、そのような取り組みを支援していけるような体制があればいいと思います。

事務局　　今の件については、入れ込めるかどうか検討させていただきたいと思います。

委員　　住民登録の問題ですが、これについては期間があるのですか。

事務局　　切り替えの期間は７月９日スタートで９月中までに、という案内だったと思います。

委員　　次の切り替え期間までではなかったですか。

委員　　人によって違うということですか。

委員　　特別永住者でなければ、永住者カードに切り替えるときに、最長が３年後だったと思います。

特別永住者は次の切り替え期間まで、良いのですけど。

委員　何日まで、というのは、人によって違うのですね。

委員　最大限３年なので、チャンスがあれば切り替えてしまうと思いますが。
例えば７月２日に切り替えた人は、７年間大丈夫ということです。

委員　その間は外国人登録のままということですか？

委員　特別永住者は法務省の管轄から離れて、総務省の管轄になります。そうでない永住者は両方にまたがります。短・中・長期在留者は一般の手続きは市役所でできるが、切り替えの手続きは入港管理局に行かないといけない。

委員　新聞報道などを見ていると、登録のことを知らなかったり、していなかったという結果の場合に、その後医療関係、教育関係についての手立てがしてもらえない心配があるというようなことも書かれていたので、そういうことがなるべくないようにと思ったので。

委員　特別永住者カードの携帯義務はなくなりました。しかし、提示義務があります。この運用をどうするのかと思う。現実的にはないだろうが、例えば東京で不審に思われた場合に、当然携帯義務はないから携帯していないとする。余程不審に思われたら、鳥取まで同行されて、見せることが必要、という場合もあるかもしれない。あるいは最寄の交番なら交番に行って、提示して欲しいということはありえるかもしれない。

部長　携帯義務がないのに、提示義務があるというのもおかしな話に思う。
それでは、先程の外国人の子どものことについて書いたものを考えていただいて、基本的には素案の通りで良いということです。

事務局　どの項目にも、「ヒアリング調査の結果では」という表記をしていますが、これは統一して削除した方が良いという意見が他の部会からも出ています。

委員　ヒアリングの結果、記述しておくべき内容は記述すれば良いと思いますが、この記述は適切でないと思います。

部長　ヒアリングを行って、この方針に反映させているということが分かるようにした方がいいのではないでしょうか。
それでは次に、８の「個人のプライバシーの保護」に進みます。委員から、提案がなされています、資料６です。委員から説明をお願いします。

委員　　それほど素案を変えてはいません。アンダーラインで示しているところが、追加・修正箇所になります。一番下の段落の追加箇所についてですが、素案の方では、個人のプライバシーが尊重され、人権が守られる社会づくりをするためには、「行政と企業等や市民」となっていますが、個人情報保護についての幼少期からの教育、というものがこれからの社会には必要となると思いますので、「学校」という項目を加えるべきではないかと思います。インターネットの広域性などを考えても、学校の中での教育を推進していただきたいと思います。

施策の推進方針については、実際に漏洩や事故が起こったときの対応にも踏み込んでいただきたいということと、電子データの取り扱いについては、きめ細やかな要綱などの作成も必要なのではないかと思います。実際にこういうものあるのでしょうか？

事務局　　要綱と施行に関しては定めてありますが、実際の電算等に関することは、総務課より情報政策課の方が詳しいかと思います。

事務局　　電子データに取り扱いにつきましては、素案にもありますが、「鳥取市電子計算組織管理運営規程」というものがあります。担当以外の職員は、その機械に触れてはいけないですとか、データの取り扱いについても同様です。何か事故が起こったときの対応については、セキュリティ対策基準というものがあります。

委員　　でしたら、そのようなことを盛り込んでいただいてもいいのかなと思います。

ＵＳＢメモリの扱いについてはどうですか。

事務局　　セキュリティの関係で、使用の際にはウイルスチェックを行うことなどが事細かに定めてあります。

委員　　ＵＳＢメモリは事故がとても多いので、内容の遵守ということも盛り込んでいただいてもいいのかなと思います。

部長　　個人の秘密に関わるようなデータについては、必要最低限の情報だけを残すように、情報管理を徹底して欲しいと、再度お願いしたい。

委員　　戸籍の不正取得のことについて、事件を起こした一企業だけの問題ではなくて、八業種に対しての運用が徹底されているかどうかとか、偽造を防ぐような方策が取られているのか、ということがあります。行政は被害者でもあり、加害者に加担している側面もあります。鳥取市個人情報保護条例の第６条だったと思いますが、「社会的差別にあたる情報の収集はしてはならない」というような項目があったと思います。現状と課題の部分に、やはりその文言を入れないといけないのではないかと思います。一意見ですので、また検討していただければと思います。

部長　　個人情報保護についての職員の研修の必要性を感じる。正しい、個人情報保護の視点に立って、情報の共有化も必要である。そういう認識が足りていないのではないか。

委員　　私が追加した部分を精査していただけたらと思います。それから、今の委員さんからの意見をもとに、下から２段目の「そして、市民一人ひとりは～他人のプライバシーの保護に努める必要があります。」の部分をもう少し深めるように、再検討させていただきたいと思います。

部長　　施策の推進方針についてはどうですか。

委員　　施策の推進方針については、しておられる具体的な方策については記述していただければと思います。

事務局　　一つお伺いしても良いでしょうか。

委員　　はい。

事務局　　現状と課題の最後の４行の部分なのですが、「学校、地域、行政、企業などが～教育研修の機会を享受し、」とあるのですが、各団体によって法令上等、個人情報を保護する対象や方法に結構差があるのですが、ここにある享受というのは、例えば行政がすべての団体を対象にした研修会を開いて、周知するというなイメージでしょうか。

委員　　「享受」という言葉を使うと語弊があるかもしれませんが、それぞれの団体で研修の目的や内容は異なってくると思い、あえて具体的に学校、地域、行政、企業と挙げているのですが、それぞれをターゲットとした研修等を充実させていただけたら、ということです。

委員　　私は、行政がすべて行うということではなくて、例えば企業なら社員に対しての研修を充実させる、というような読み方をしたのですが。

委員　　ここの部分は、行政に求めるというよりは、各団体それぞれが認識して欲しいということです。

部長　　それぞれが、ということですね。

事務局　　了解しました。

部長　　施策の推進方針の、「苦情処理の対応窓口を設け」「電子データ取扱要綱の作成～」という部分はこれで良いですか。

委員　「電子データ取扱要綱の作成～」はすでにされているということなので。

委員　現状と課題の最後の４行については、施策の推進方針の方に書いてもいいかもしれませんね。

部長　施策の指針方針の冒頭に。

委員　これは行政に求めるものではないのですが。

委員　行政も個人情報保護が大事だということを、教育・啓発するなどの文言を入れるとか。

委員　なるほど。

委員　「個人情報の保護が人権の課題であり、その重要性についての教育・啓発をはかります」とか。

部長　いきなり個別論ではなく、前書き的に。

委員　市民向けの部分で。

事務局　委員の意見が良いのではないかと思います。
言ってみればこの文章が、市民向けの推進方針にあたるかと思います。その他を鳥取市が行うことになっているので。

委員　では施策の推進方針の冒頭に持ってきたいと思います。

事務局　前書きという形ではなくて、推進方針として○印が４つになるということです。

事務局　セキュリティの管理体制について意見をいただいたものについては、今ある規程や、セキュリティ基本方針を活用していけると思いますので、これを確実に運用していくという表現で考えてみたいと思います。

委員　苦情処理に関しては、何か取り組まれていますか。

事務局　苦情処理の窓口というのは、個人情報が漏洩したときに一般市民の方、それに対する苦情を受ける窓口ということを示しておられると思いますが、総務課の情報係として対応はできていません。市民総合相談課の業務にかかわることかなと思いますが、また関係課と相談させていただきたいと思います。

委員　　対応できる窓口があるのであれば、そこを充実させることに取り組んでいただくということでも良いのではないかと思います。これからはこの問題が増えてくると思いますので、相談窓口を設け、解決に向けた支援の行える体制を作っていただきたいなと思います。

部長　　よろしいですか。

事務局　　苦情処理の窓口については、総務課か市民総合相談課か確認させてください。

委員　　市の中に窓口があるかどうかを確認していただいて、なければ作るべきですし、解決の支援ということも盛り込むべきだということです。

部長　　その他よろしいですか。それではまとめさせていただきます。
資料６の１ページ目の下４行は２ページ目に回して、１ページ目の下から２段目の４行については、再検討するということでよろしいですか？

委員　　はい。

部長　　それでは個人のプライバシー保護については終わらせていただきます。

委員　　インターネットにおける人権問題に関しては、全部書き直したので読みます。
（1）現状と課題　情報通信、発信技術の進展により、インターネットは有益で利便性の高いメディアとして多くの人に利用されています。インターネットにより、情報収集やコミュニケーションの迅速性は、急激に向上しました。しかし情報伝達の迅速さは、掲載された情報の修正、消去や急激な流出の防御などを困難にし、また、発信の匿名性を利用して誹謗中傷、差別など有害な情報発信、深刻な人権侵害が多数発生しています。
インターネットの広域性から、個人が世界に向け容易かつ瞬時に情報発信を行うことができることから、個人情報などの情報管理は個人のモラル教育や管理者の専門教育の強化など、より具体性が求められています。
スマートフォンの急増で、ネット依存も深刻化しています。ネット上の人間関係を優先し、現実の人間関係の遮断、ネットいじめ、児童虐待、育児放棄などの事例も発生しています。インターネットにより暴力、児童買春、児童ポルノなど子どもをとりまく犯罪も凶暴化、潜在化の傾向にあると考えられます。
（2）施策の推進方針
だれもがインターネットを正しく活用していくために、インターネット人権教育の推進、情報化社会に即した人権啓発をおこなっていくことが大切です。学校、家庭、地域など多様な社会への教育啓発を推進し、その指導のため専門性の高い人材育成につとめます。
インターネット上の人権侵害は、甚大な被害が継続することが特徴です。即時の対応が、求め

られるため、国際機関との緻密な連携を構築し、相談窓口の充実、相談対応の専門家の育成、有害情報の監視、被害者のケアなどを充実させます。

また、インターネットは利用依存度が高まると、日常生活に支障をきたすことがあります。インターネット依存予防プログラムなどを作成し、次世代を担う子ども達の健やかな成長が阻まれないよう綿密で継続的な情報教育をおこなう必要があります。

また、国に対してインターネットによる差別・人権侵害に対する具体的で即時性のある防止策を求めます。差別的な記述やいじめなど被害が甚大なインターネット人権侵害には、関係機関と連携し被害拡大を防止する努力をし、削除要請をおこないます。

部長　ありがとうございました。
インターネット上の人権問題については、現行の基本方針にはない、新しい分野として設けています。委員の提案を聞いて、事務局いかがでしょうか?

事務局　施策の推進方針は、鳥取市が行うことですね。

委員　難しいですか。

事務局　２段目のところに、関係機関との緻密な連携、とあるので、必ずしも鳥取市がそれぞれにお願いしていくというのが少し難しいかと。

委員　外部団体に頼るというのも良いと思うが、鳥取市として今専門的な人はいないですよね。これからはサイバー犯罪の専門家を鳥取市独自で育成することも大事になってくると思う。

事務局　有害情報の監視というのも難しいかと思います。

委員　外部委託でも結構です。ただ、これからは行政に求められてくると思います。子どもたちや市民がインターネット上に書き込んでいる人権侵害についても、行政として教育・啓発していただくことが必要になってくると思います。

事務局　委託して、モニタリングを行っていただくというイメージがわかないのですが。

委員　差別・人権侵害に関する書き込みがあった場合には、鳥取市にお知らせします。そして鳥取市から削除要請を行っていただきます。鳥取市ができないのであれば、それを委託していただいても結構です。

委員　例えば、三重県で言うと、もう一つは学校に関係する書き込みであった場合には、きちんと学校に報告して、対処を求めるということもされています。

事務局　　今は鳥取県から委託されているのですか。

委員　　そうです。個別の学校からモニタリング等の依頼を受けることはありますが、本来は個別で依頼があるべきものではないのではないか、という思いもあります。

事務局　　検討させていただきます。
情報政策課、総務課、教育委員会を含めて。

委員　　教育委員会の方にはこの場に来ていただきたいと、本当に思います。提案の文言にも「学校」と記述していますし、これからの情報政策には学校教育も欠かせません。

委員　　学校の授業でもパソコン・インターネットを使いますよね。その際の使用の基準のようなものはあるのですか？

委員　　基準はあります。

委員　　それは鳥取県が定めているのか、各学校の裁量なのか、どうですか。

委員　　どうでしょう。

委員　　その辺りも確認してみてください。

部長　　施策の推進方針を項目立てして、分けて書くことはできませんか？
１～３行目までを１つ、４～６行目を１つというように。

委員　　これをもとにしてもう一度考えるということで良いのではないでしょうか。

事務局　　一番下の３行については現在も行っていますが、その他の項目については結構ハードルが高いと思います。

委員　　県の取り組みを聞いてみて、鳥取市でできることを取り入れてみてはどうですか。
難しいからできないというのではなくて、新たな取り組みですので、何ができるのかを考えてみてはどうですか。
　そのほかの人権問題という表記はおかしい、という話があったと思いますが。それぞれの課題を打ち出していくという話ではなかったでしょうか。

事務局　　これは削除するということでした。

事務局　　すみませんでした。削除します。

委員　　例えば、相談対応の専門家の育成は、人権擁護委員の中にインターネットの専門性の高い委員を導入していくということでも対応できると思います。関係機関の中に、専門性の高い人を配置していくと。

委員　　講座を開講するというようなことも踏まえながら。

委員　　検討していただきたいと思います。

部長　　それでは、現状と課題については、素案と委員を合わせて、整理してみていただきたいと思います。施策の推進方針については、可能な限り分けて書いていただいた方が良いかと思いますので、よろしくお願いします。

事務局　　次回の日程ですが、会場を押さえているのは２１日と２３日です。他の日がよければ対応します。

部長　　８月２３日（木）の１３時半から行います。

事務局　　１点連絡です。(財) 鳥取市人権情報センターから公益法人になることに伴い、評議員を選出して欲しいという要請が協議会へありました。会長と相談した結果、会長という職で出させてもらうということで、他の部会でも了承を取って欲しいということでした。

部長　　次回は今日できなかった所と、拉致問題、アイヌについて審議したいと思います。
以上で終わります。ありがとうございました。